

最高裁判所(第三小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 損害賠償請求上告受理申立事件
国側当事者・国

平成21年4月21日不受理・確定

(第一審・広島地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成19年7月3日、本資料257号-135・順号10744)

(控訴審・広島高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年3月27日、本資料258号-73・順号10931)

決 定

申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	井上 明彦
相手方	国
同代表者法務大臣	森 英介
同指定代理人	宗野 有美子

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成21年4月21日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 那須 弘平

裁判官 藤田 宙靖

裁判官 堀籠 幸男

裁判官 田原 睦夫

裁判官 近藤 崇晴